**平成２１年（フ）第３１０１号**
横浜市港南区日野中央２丁目40番27号　コーポ春日２号棟３号室
債務者　塚越　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３１１３号**
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目16番７号メゾントミヅカ102号
債務者　田中　義行
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１３７号**
石川県能美市道林町寅61番地３
債務者　井窪　力夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第１３８号**
石川県能美市道林町寅61番地３
債務者　井窪　和子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第１７９号**
岡山県津山市西中364番地１
債務者　坂手　寿信
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午前11時30分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２１年（フ）第５７７号**
静岡県湖西市鷲津2500番地の８　シーサイドヴィラ201、前住所静岡県湖西市鷲津946番地の179
債務者　社本　　勝
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第５９４号**
静岡県浜松市中区北寺島町189番地の５　シティハイム加茂１－Ｂ
債務者　加藤　恭章
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第１２３号**
秋田県仙北郡美郷町飯詰字中鶴田17番地１
債務者　渋谷　文子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２１年（フ）第８１８号**
愛知県岡崎市大門２丁目11番地32
債務者　岩田　房代
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第８２４号**
愛知県豊田市保見町中三戸口68番地183　ブロードⅡ－102号
債務者　伊藤　秀哲
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第７５３号**
岡山市南区泉田250番地１　近藤コーポＢ－101号
債務者　中奥　照子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第７５５号**
岡山市中区桑野511番地29　ディアス操明Ｃ－101
債務者　田辺　満男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第７５６号**
岡山市中区桑野511番地29　ディアス操明Ｃ－101
債務者　田辺　　純
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８３１号**
岡山市中区竹田115番地７
債務者　奥山　正一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８４１号**
岡山県倉敷市児島小川10丁目２番15－301号
債務者　竹内　國一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８５２号**
岡山市北区吉備津1552番地２
債務者　熊代　亮太
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部